

強制執行中止上申書

平成 年 月 日

鹿児島地方裁判所 川内支部 御中

債務者 川内花子
債務者代理人 清水秀郎

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の鹿児島地方裁判所川内支部平成 年(ル)第 号債権差押命令事件につき、債務者が申立てた破産手続開始申立事件（鹿児島地方裁判所川内支部平成 年(フ)第 号）において、免責許可の申立てがあり、かつ、破産法216条1項の破産手続廃止の決定があったので、上記差押命令手続きを中止されたく上申します。

なお、債務者に対する免責許可の申立ては現在も係属しています。

添付書類

破産手続開始決定及び破産手続廃止決定正本の写し 1通

当 事 者 目 録

〒 一 鹿児島県薩摩川内市
債 権 者 株式会社 薩摩川内銀行
代表者代表取締役 さつま せんだい

(送達先)

〒 一 鹿児島県薩摩川内市
株式会社 薩摩川内銀行 法務センター
電 話
F A X

〒 一 鹿児島県薩摩川内市
債 務 者 川 内 花 子

〒 一 鹿児島県薩摩川内市
第三債務者 株式会社 北 薩 給 料
代表者代表取締役 社 長 一 郎